

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○ 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一〇七）

○ 道路交通法施行令の一部を改正する政令（一〇八）

〔告 示〕

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人暴力追放広島県民会議から住所等の変更の届出があった件（国家公安委三四）

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人香川県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件（同三五）

○ 日本国に帰化を許可する件（法務一二三）

○ 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産八）

○ 農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利率を定める件の一部を改正する件（同九）

○ 中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同二〇）

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の三第二十二項第二号の規定により在宅就業支援団体の代表者の氏名を変更した件（厚生労働一一八）

○ 厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を廃止する件（同一一九）

○ 農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産八九五）

○ 漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（同八九六）

○ 農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同八九七）

○ 独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の規定に基づき、農林水産大臣が定める令和一事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件の一部を改正する件（同八九八）

○ 保安林の指定施設要件を変更する件（同八九九、九〇八）

○ 運輸審議会件名表に記載された件（国土交通五四八）

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式（相当）指定の変更をした件（同五四九）

○ 通訳案内士法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（観光庁五）

○ 航路標識に関する件（海上保安庁二四、二五）

○ 道路に関する件（関東地方整備局五四、五五）

○ 都市計画に関する件（同五六）

○ 道路に関する件（北陸地方整備局八、九）

○ 道路に関する件（近畿地方整備局四二）

○ 道路に関する件（中国地方整備局四二）

○ 道路に関する件（沖縄総合事務局一一）

○ 人事異動

○ 人事異動

○ 人事異動

○ 人事異動

〔官庁報告〕

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）

〔公 告〕

諸事項

官庁

職員の内職処分関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された
法令のあらまし

◇道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行
期日を定める政令（政令第一〇七号）（警察庁）
道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法
律第二〇号）附則第一条第二号に掲げる規定の施
行期日は令和元年二月一日とすることとした。

◇道路交通法施行令の一部を改正する政令（政令
第一〇八号）（警察庁）

1 携帯電話使用等対策の推進を図るための規定
の整備

(一) 携帯電話使用等（交通の危険）、携帯電話
使用等（保持）等に付する点数を引き上げる
こととした。（別表第二関係）

(二) 携帯電話使用等（保持）に対する反則金の
額を引き上げることとした。（別表第六関係）

2 歩行補助車等に係る規定の整備

小児用の車並びにレール又は架線によらない
で通行させる車であつて、車体の大きさ及び構
造が内閣府令で定める基準に該当するものを歩
行補助車等とした。（第一条関係）

3 運転経歴証明書の交付要件等の整備

(一) 免許が失効した者のうち、免許証の有効期
間が満了する日において免許の取消し等の基
準に該当するものについては、運転経歴証明
書の交付を申請できないこととした。（第三九
条の二の五関係）

(二) 免許が失効した者に対する運転経歴証明書
の交付は、申請日前五年以内に免許が失効し
かつ、現に受けている免許がない者に対して
行うこととした。（第三九条の二の五関係）

(三) 免許が失効した者のうち運転経歴証明書の
交付を受けたものについては、特定失効者か
ら除き、運転免許試験の一部免除を認めない
こととした。（第三四条の三関係）

4 その他

(一) 自国の運転免許証に日本語による翻訳文を
添付することにより、我が国において運転す
ることができるようになる国又は地域から、
スロベニア共和国を削ることとした。（第三九
条の四関係）

(二) 免許証の更新を受けることができなかつた
やむを得ない理由等として、公安委員会がや
むを得ないと認める事情があつたことを追加
することとした。（第三三条の六の二及び第三
四条の三関係）

(三) (二)の事情による特定失効者の運転免許試験
手数料等の額を引き下げることとした。（第四
三条関係）

(四) 免許証再交付手数料の額を引き下げること
とした。（第四三条関係）

(五) その他所要の規定を整備することとした。
施行期日等

(一) 所要の経過措置を設けることとした。

(二) (三)を除き、この政令は、道路交通法の一部
を改正する法律（令和元年法律第二〇号）附
則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令
和元年二月一日）から施行することとした。
4 (一)については、公布の日から施行するこ
ととした。

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年九月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七号

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）附則第一条第二号の規定に基
づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和元年十二月一
日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 高市 早苗
国土交通大臣 赤羽 一嘉

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年九月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第八号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）の一部の施行に伴い、並びに
道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号、第九十号第一項ただし書及び第五号、
第九十二号の二第一項、第九十七号の二第一項第三号、第一百条の二第一項本文及び第四号並びに第百
二条の二、同法第一百五十五条第二項において準用する同法第一百四十四条の四第五項及び第六項並びに同法第百
七条の二、第一百二十二条第一項、第一百四十四条の六並びに第二百五条第一項及び第三項の規定に基づき、
この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「歩行補助車及びショッピング・カート（これらの車で）」を「次に掲げるもの（二）に改め、
同条に次の各号を加える。
一 歩行補助車、小児用の車及びショッピング・カート

二 レール又は架線によらないで通行させる車であつて、次のいずれにも該当するもの（前号に掲げるものを除く。）
イ 車体の大きさが他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当すること。

ロ 車体の構造が歩きながら用いるものとして内閣府令で定める基準に該当すること。
第三十三條の六の二に次の一号を加える。

六 前各号に掲げるもののほか、公安委員会がやむを得ないと認める事情があつたこと。

第三十三條の七第一項第三号中「第百五條」を「第百五條第一項」に改める。

第三十四條の三第二項に次の一号を加える。

五 法第百五條第二項において準用する法第百四條の四第六項の規定により運転経歴証明書の交付を受けた者

第三十四條の三第三項中「第五号」を「第六号」に改める。

第三十九條の二の四の見出しを削り、同条の前に見出しとして「運転経歴証明書の交付」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三十九條の二の五 法第百五條第二項において読み替えて準用する法第百四條の四第五項の政令で定める者は、法第百五條第一項の規定により効力を失つた免許に係る免許証の有効期間が満了する日において次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 法第九十條第五項、法第百三條第一項若しくは第四項（法第百四條の二の三第五項において準用する場合を含む。）若しくは法第百四條の二の三第三項の規定による免許の取消しの基準又は法第九十條第六項若しくは法第百三條第二項の規定による免許の取消しの要件に該当している者
二 法第九十條第五項、法第百三條第一項若しくは第四項（法第百四條の二の三第五項において準用する場合を含む。）若しくは法第百四條の二の三第一項若しくは第三項の規定により免許の効力が停止され、又はこれらの規定による免許の効力の停止の基準に該当している者

三 法第百五條第一項の規定により効力を失つた免許の全てについて法第百條の二第一項の基準該当当初運転者（同項各号のいずれかに該当する者及び同項の再試験に合格した者を除く。）に該当している者

2 前条の規定は、法第百五條第二項において準用する法第百四條の四第六項の規定による運転経歴証明書の交付について準用する。この場合において、前条中「同条第五項」とあるのは「法第百五條第二項において読み替えて準用する法第百四條の四第五項」と、同条第二項とあるのは「法第百五條第一項」と、**「を取り消され」とあるのは「が効力を失い」と読み替えるものとする。**
第三十九條の四中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十三條第一項の表運転免許試験手数料の項中

五百円	千四百円
（第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができない者に対する試験にあつては、四百円）	（第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができない者に対する試験にあつては、四百円）

 を

に改め、同表免許証交付手数料の項中「千五百円」

の下に「第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者であつて、法第九十七條の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付にあつては、八百円」を加え、同表免許証再交付手数料の項中「二千三百五十円」を「千五百円」に改める。

別表第二の一の表中「積載物重量制限超過（大型等十割以上）」の下に、「携帯電話使用等（交通の危険）」を、「積載物重量制限超過（普通等十割以上）」の下に、「携帯電話使用等（保持）」を加え、「しや断踏切立入り」を「遮断踏切立入り」に改め、「携帯電話使用等（交通の危険）」及び、「携帯電話使用等（保持）」を削り、別表第二の備考の二の6中「16」を「17」に改め、同表の備考の二の7中「17、19又は20」を「18又は20から22まで」に改め、同表の備考の二の8中「22から44まで、46から60まで又は62」を「24から46まで、48から61まで又は63」に改め、同表の備考の二の103を削り、102を103とし、98から101までを99から102までとし、同表の備考の二の97中「48」を「50」に改め、同表の備考の二の97を98とし、92から96までを93から97までとし、同表の備考の二の91中「46」を「48」に改め、同表の備考の二の91を92とし、83から90までを84から91までとし、同表の備考の二の82中「45」を「47」に改め、同表の備考の二の82を83とし、72から81までを73から82までとし、同表の備考の二の71中「32」を「34」に改め、同表の備考の二の71を72とし、54から70までを55から71までとし、53を削り、52を54とし、48から51までを50から53までとし、同表の備考の二の47中「19」を「20」に改め、同表の備考の二の47を49とし、46を48とし、45を47とし、同表の備考の二の44中「18」を「19」に改め、同表の備考の二の44を46とし、37から43までを39から45までとし、同表の備考の二の36中「しや断踏切立入り」を「遮断踏切立入り」に改め、同表の備考の二の36を38とし、21から35までを23から37までとし、20を21とし、その次に次のように加える。

22 「携帯電話使用等（保持）」とは、法第七十一條第五号の五の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為（15に規定する場合を除く。）をいう。

別表第二の備考の二の19を20とし、15から18までを16から19までとし、14の次に次のように加える。
15 「携帯電話使用等（交通の危険）」とは、法第七十一條第五号の五の規定に違反する行為（同号の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた場合に限る。）をいう。

別表第六の六の項中「速度超過（二十五以上三十未満）」の下に「又は携帯電話使用等（保持）」を加え、同表の十二の項中「しや断踏切立入り」を「遮断踏切立入り」に改め、同表の十六の項中、「携帯電話使用等（交通の危険）」を削り、同表の十八の項中、「携帯電話使用等（保持）」を削り、同表の備考の二の7中「別表第二の備考の二の18」を「別表第二の備考の二の19」に改め、同表の備考の二の9中「別表第二の備考の二の45」を「別表第二の備考の二の47」に改め、同表の備考の二の12中「別表第二の備考の二の44」を「別表第二の備考の二の46」に改め、同表の備考の二の14中「別表第二の備考の二の82」を「別表第二の備考の二の83」に改める。

附則

（施行期日）

1 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月一日）から施行する。ただし、第三十九條の四の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の日から令和三年三月三十一日までの間は、この政令による改正後の道路交通法施行令第三十九條の二の五第二項の規定の適用については、同項中「同条第五項」とあるのは「同条第五項の規定による申請をした日前五年以内」と、法第百五條第二項において読み替えて準用する法第百四條の四第五項とあるのは「平成二十八年四月一日以後」とする。

3 この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。